入 札 説 明 書

令和８年８月 31 日さいたま市公告（調達）第 106 号（以下「公告第 106 号」という。）により公告した「さいたま市児童相談システム用基幹系端末等賃貸借」の入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１ 件名

さいたま市児童相談システム用基幹系端末等賃貸借

２　競争入札参加資格確認申請に関する事項

（１）提出方法

埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により、競争入札参加資格確認申請時に競争入札参加申込兼資格確認申請書を添付して提出してください。入札参加資格の確認のための必要書類については、別途、提出期間内に持参、郵送又は電子メールにて提出してください。

なお、電子入札システムを利用できない場合は、紙入札参加承認申請書とともに、持参、郵送又は電子メールにて提出してください。

（２）提出書類

ア　競争入札参加資格等確認申請書（原則、電子入札システムにより提出）

イ　公告第 106 号 ２⑹ の参加資格要件を証明する書類

（ア）契約書の写し

（イ）納品完了がわかる書類の写し

ウ　入札保証金免除申請書を提出する場合、免除条件を証明する書類（前項の公告第 106 号 ２⑹の参加資格要件を証明する書類と同一の場合は省略可）

（３）提出期間

公告日から令和８年９月３０日（水）午後４時まで（持参の場合は休日を除く午前９時から１２時、午後１時から４時まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

（４）電子入札システム以外の提出先

〒330-0071

さいたま市浦和区上木崎 4-4-10

さいたま市 子ども未来局 子ども家庭総合センター 南部児童相談所 管理係

電話：048-711-2409

電子メール：nambu-jido-sodanjyo@city.saitama.lg.jp

３　仕様に関する質問方法

（１）提出方法

電子入札システムにより行います。

電子入札システムを利用できない場合は、質問書を持参、郵送、電子メール又はＦＡＸで提出してください。

（２）電子入札システム以外の提出先

２（４）に同じ

（３）受付期間

公告日から令和８年９月１７日(木)午後４時まで（さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く、午前９時から午後４時まで）

（４）回答方法

令和８年９月２８日（月）までに、電子入札システムに掲載します。電子入札システムを利用できない場合は、電子メール又はＦＡＸにて回答します。

４　入札保証金に関する事項

（１）入札保証金の納付期限　　令和８年１０月１３日（火）

（２）入札保証金の納付場所　　さいたま市の指定する金融機関

（３）その他　　入札保証金の納付を要するとされた者は、本市が交付した納付書により、見積もった金額の１００分の５以上を入札日までに納付した上で、納付書兼領収書の写し（本市の指定金融機関の領収印があるものに限る。）を納付期限までに提出してください。郵送による提出の場合、入札書とともに同一の封筒に入れ、入札してください。

５　入札保証金の納付免除に関する事項

（１）競争入札に参加しようとする者が、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付免除となります。

ア　過去２年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者

イ　保険会社との間にさいたま市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

（２）入札保証金の納付免除を申請する場合は、令和８年９月３０日（水）までに、入札保証金免除申請書に次の書類を添付して提出してください。

ア　（１）のアに該当する場合　　過去２年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約書の写し又は履行を証明する書類の写し（２件分）

イ　（１）のイに該当する場合　　入札保証保険証券の原本

６　入札及び開札に関する事項

（１）最低制限価格

設定しません。

（２）落札者の決定方法

予定価格の１１０分の１００の価格の範囲内で入札を行った者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載してください。

（３）再度入札の実施

初度入札において落札者がいないときは、新たに日時及び場所を定め、再度入札を行います。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とします。

ただし、初度入札において無効な入札を行った者は、再度入札に参加することができません。再度入札は１回とします。また、再度入札の到達期限までに入札書の提出がない場合は、辞退として取り扱うものとします。

（４）開札時の入札参加者立ち会いは不要です。

（５）開札結果

落札者の決定については、開札日に電子入札システムにおいて通知します。なお、電子入札システムを利用できない場合は、個別に通知します。

また、開札結果については、後日、入札情報公開システムに掲載します。

（６）入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成１５年さいたま市制定）第１５条に該当する入札は無効とします。また、電子入札の場合においては、各号の規定中「押印のない」とあるのは、「電子署名及び認証業務に関する法律（平成１２年法律第１０２号）第１３条第１項に規定する電子証明書が添付されていない」と読み替えるものとします。

７　その他必要な事項

（１）入札方法

ア　電子入札システムから入札金額を記録してください。やむを得ない事情により電子入札システムが使用できず、紙による入札を実施する場合は、事前に「紙入札参加承認申請書」を提出してください。

イ　紙による入札の場合は、市指定の入札書をもって行い、表に「さいたま市長」、「件名」、「開札日時」及び「入札参加者名」を書いた封筒に入札書を入れて提出してください。代理人が持参により入札書を提出する場合においては、委任状を提出してください。

なお、郵便による入札を行う場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱

書きの上、必ず郵便書留にて送付してください。

（２）契約手続等

契約予定日　令和８年１０月２１日（水）

（３）電子入札システムにおける会社名や代表者の変更等の取り扱い

会社名や代表者の変更等により電子証明書の情報の変更（再取得）が間に合わない場合等、競争入札参加資格者名簿の登録内容と電子証明書の情報が相違となる場合は、紙による入札を実施してください。